

## 都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針

令和元年 5 月 23 日  
東京都教育委員会

### 1 趣旨

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められている。

こうした中、教育職員の長時間労働の実態が明らかとなっており、このことは子供たちの学びを支える教育職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっている。

文部科学省は、中央教育審議会における「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」の審議を踏まえ、平成 31 年 1 月に学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定し、服務監督権者である各教育委員会に対し本ガイドラインを参考に所管内の公立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針等を策定するよう求めている。

については、東京都教育委員会（以下「都教育委員会」という。）は、ガイドラインを参考に「都立学校の教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という。）を策定し、都立学校における教育職員のいわゆる「超勤 4 項目」以外の業務も含めて勤務時間の把握を行い、業務の削減や勤務環境の整備を進めるものである。

### 2 本方針の対象者

本方針は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」という。）第 2 条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち都立学校に勤務する教育職員を対象とする。

なお、給特法の対象となっていない事務職員、学校栄養職員等については、法定労働時間を超えて勤務させる場合には、いわゆる「36 協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制が適用されるものである。

### 3 勤務時間の上限の目安時間

#### (1) 本方針において対象となる勤務時間の考え方

学校における働き方改革を進めるために、条例や規則等では対象とはならない、教育職員のいわゆる「超勤4項目」以外の業務のための時間についても「在校等時間」として勤務時間管理の対象とする。

なお、在校等時間とは、在校時間（休憩時間及び勤務時間外に自発的に行う自己研さん等の時間を除く。）に、職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している校外での時間（休憩時間を除く。）を加えた時間をいう。

## （2） 上限の目安時間

ア 1か月の在校等時間の総時間から「学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」（以下「条例」という。）等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、45時間を超えないようにすること。

イ 1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、360時間を超えないようにすること。

## （3） 特例的な扱い

ア 上記（2）を原則としつつ、児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合についても、1年間の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が、720時間を超えないようにすること。

この場合においては、1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超える月は、1年間に6月までとすること。

イ 1か月の在校等時間の総時間から条例等で定められた勤務時間の総時間を減じた時間が100時間未満であるとともに、連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の在校等時間の総時間から条例等で定められた各月の勤務時間の総時間を減じた時間の1か月当たりの平均が、80時間を超えないようにすること。

## 4 在校等時間の把握

本方針の実施に当たって、校長は、教育職員の在校時間を出勤カードシステムにより客観的に日々計測し、校外の時間や土日、祝日などの校務についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により日々計測すること。

また、都教育委員会は、月ごとに各学校の在校等時間を把握すること。

## 5 労働法制の遵守及び教育職員の健康確保等

本方針の実施に当たり、都教育委員会及び校長は、休憩時間や休日の確保等労働法制を遵守するとともに、年次有給休暇等の休日についてまとまった日数連続して取得することを含めて健康確保に向けた取組を促進すること。

また、教育職員の健康及び福祉を確保するため、校長は在校等時間が一定時間を超えた教育職員への医師による面接指導を実施すること、必要に応じ産業医等による助言・指導を受け、また教育職員に産業医等による保健指導を受けさせること等に留意しなければならないこと。

## 6 学校における働き方改革の推進

本方針の実施に当たっては、都教育委員会及び校長は、都立学校における働き方改革の取組を一層促進し、教育の質の維持向上を図っていくとともに、保護者も含めて社会全体が本方針等の内容を理解できるよう、広く情報発信に努めていく。